

「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」(通称:クリーンウッド法)及び  
その関連省令に定められている合法性の確認に関して、弊社において実施した結果は次の通りとなります。  
ご査収の程よろしくお願い申し上げます。

#### 【合法性確認に関する表記の説明】

クリーンウッド法では、合板の「主たる部材に木材を使用したもの」について、合法性の確認を行うことが求められています。

製品	合法性に関する表記	説明	登録等
木材等	合法性確認済	クリーンウッド法(合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律)の「木材等」に該当し、法令に基づく「合法性確認木材等」である確認ができた製品です。	第1,2種登録木材関連事業者(JPIC-CLW-I, II-26号)
	合法性確認木材等でない木材等を含む	クリーンウッド法(合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律)の「木材等」に該当していますが、一部に合法性確認木材等でない木材等が含まれている製品です。	第1,2種登録木材関連事業者(JPIC-CLW-I, II-26号)
	情報無し	クリーンウッド法(合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律)の「木材等」に該当していますが、法令に基づく「合法性確認木材等」の情報を得られていない木材等を用いた製品です。	-
木材等に該当しない対象外の製品	対象外	クリーンウッド法(合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律)の「木材等」に該当しない製品です。	-

※金属、樹脂、繊維板やパーティクルボードは、クリーンウッド法の対象外となります。

#### 【原材料情報の収集結果に関する表記】

クリーンウッド法では、第1種木材関連事業者は、「原材料情報の収集結果に関する情報」を伝達する必要があります。

製品	原材料情報の収集結果の表記	説明
第1種木材関連事業者の立場で譲受けた木材等	全て収集済	収集した原材料情報及び関連情報に基づき、合法性確認木材等であることを確認
	収集等できなかつた原材料情報がある	収集した原材料情報及び関連情報に基づき、総合的に合法性確認木材である蓋然性が高いことを確認
		合法性木材等でない
対象外製品	対象外	-

#### 【対象製品一覧】

グレーの箇所は廃番品を示します。

製品分類	品番	製品名	原材料情報の収集結果	合法性確認情報	登録等	廃番年月
パネル	PO	押入パネル	全て収集済	合法性確認済	第1,2種登録木材関連事業者(JPIC-CLW-I, II-26号)	-
	PC	クロゼットパネル	全て収集済	合法性確認済	第1,2種登録木材関連事業者(JPIC-CLW-I, II-26号)	-